

UBS次世代テクノロジー・ファンド

追加型投信／内外／株式



3月9日の基準価額の下落について

現地時間の3月6日、米国市場は、新型コロナウイルスの感染拡大や原油価格の下落などを受け、株式市場や米ドルが下落しました。

米国ではニューヨークなどの大都市で新型コロナウイルスの感染が広がっているほか、サンフランシスコ沖に停泊する大型クルーズ船での集団感染の可能性も懸念されています。世界的に感染問題が深刻化する中、世界経済への長期的な影響が懸念された結果、リスク回避の動きが強まり、ダウ工業30種平均は0.98%の下落となりました。

為替市場では、週末に感染拡大が世界全体で確認され、原油安など中東リスクも意識される中、円は米ドルに対して上昇しました。日米金利差の縮小の思惑が進んだことも円買い材料となったと見られています。

上記の市場環境を受け、3月9日の基準価額は12,044円と、前営業日比で約6.6%下落しました。

新型コロナウイルス問題は、引き続き不透明な状況であり、感染者数の増加ペースが鈍化するタイミングが注目されます。一方で、3月3日に米国で緊急利下げが実施されるなど、市場では世界的な金融緩和や、財政政策などの政策対応への期待が高まっています。

■基準価額の推移(2009年10月23日(設定日)～2020年3月9日)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

ファンドの特色

1. 世界の次世代テクノロジーに関連する企業の株式を主要投資対象として信託財産の中長期的な成長を目指します。
2. 次世代テクノロジー関連銘柄の中から、技術力や商品開発力を背景に高い成長が見込まれる銘柄を選定します。
3. UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

※資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

・株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

・為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

・カントリー・リスク

外国証券に投資を行い当該国・地域の政治・経済および社会情勢に変化や混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、新興諸国・地域においては、政治・経済および社会情勢等が先進国に比べて大きく変化したり、資産移転に関する規制が導入されたりする可能性があり、こうした場合には基準価額が大きく変動する可能性があります。

・流動性リスク

市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

・短期金融商品における信用リスク

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、取引相手方の債務不履行により損失が発生する可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、**投資信託説明書(交付目論見書)**をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用										
購入時	購入時手数料	申込金額*に応じて下記の手数料率を乗じて得た額とします。 <table border="1"><thead><tr><th>申込金額</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>5,000万円未満</td><td><u>3.30% (税抜3.00%)</u></td></tr><tr><td>5,000万円以上5億円未満</td><td><u>1.65% (税抜1.50%)</u></td></tr><tr><td>5億円以上10億円未満</td><td><u>1.10% (税抜1.00%)</u></td></tr><tr><td>10億円以上</td><td><u>0.55% (税抜0.50%)</u></td></tr></tbody></table> * 申込金額：買付申込受付日の翌営業日の基準価額 ÷ 10,000 × 申込口数 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。	申込金額	手数料率	5,000万円未満	<u>3.30% (税抜3.00%)</u>	5,000万円以上5億円未満	<u>1.65% (税抜1.50%)</u>	5億円以上10億円未満	<u>1.10% (税抜1.00%)</u>	10億円以上	<u>0.55% (税抜0.50%)</u>
申込金額	手数料率											
5,000万円未満	<u>3.30% (税抜3.00%)</u>											
5,000万円以上5億円未満	<u>1.65% (税抜1.50%)</u>											
5億円以上10億円未満	<u>1.10% (税抜1.00%)</u>											
10億円以上	<u>0.55% (税抜0.50%)</u>											
換金時	信託財産留保額	ありません。										

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に <u>年率1.837% (税抜年率1.67%)</u> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1"><tbody><tr><td>委託会社</td><td>0.80%</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.80%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.07%</td><td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td></tr></tbody></table> ※ 運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※ 投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。	委託会社	0.80%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.07%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
委託会社	0.80%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価									
受託会社	0.07%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価									
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用	<table border="1"><tbody><tr><td>監査費用</td><td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td></tr><tr><td>印刷費用等</td><td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費 用(EDINET含む)等</td></tr></tbody></table> <u>実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用</u> <table border="1"><tbody><tr><td>売買委託手数料</td><td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td></tr><tr><td>保管費用</td><td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td></tr></tbody></table>	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費 用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用										
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費 用(EDINET含む)等										
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料										
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用										
		※ 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。									

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初1口=1円)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受けたものを当日の申込みとします。
購入・換金不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金申込みの受け付けは行いません。
信託期間	2009年10月23日から2024年10月23日まで 受益者に有利であると認めたときは、信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として毎年4月23日および10月23日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク
販売会社	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※投資信託説明書(交付目論見書)は、上記販売会社(大和証券株式会社)にご請求ください。

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機関の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2020. キシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標で、UBSは全ての権利を有します。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大 1.26500%（但し、最低 2,750 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.99000% の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の 30% 以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 ／ 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会